

県民だより

第42号

●1991年5月22日発行 ●編集・発行/栃木県企画部広報課 〒320宇都宮市塙田1丁目1番20号 ☎0286・23・2158 ●県人口/1,938,996人/男964,733人/女974,263人●世帯数577,451世帯(1991年4月1日現在)

ごみ減量作戦にご協力を!

「ゴミコミュニケーションしましょう。」

4月から県内の商工会では、消費者と小売業者のコミュニケーションにより、過剰包装をなくそうという「ゴミコミュニケーション運動(過剰包装防止)」を、全国で初めての試みとして始めました。

このゴミコミュニケーションバックを持った方には、過剰包装をご遠慮させていただくことにしています。(三宮町商工会)



栃木県知事 渡辺 文雄

私たちの快適で安全な生活環境を守るためには、毎日の生活の中から出される様々な「ごみ」を、適切に処理していかなければなりません。

また、限りある資源を大切に、豊かな自然を守るためにも、増え続ける「ごみ」の減量化・再資源化を図っていく必要があります。

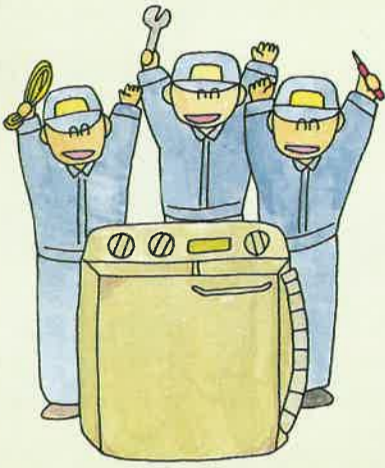
そこで県では、廃棄物対策を大きな課題として取り上げ、現在、各種施策に取り組んでいます。

県民のみなさまにも、ごみを出さない工夫やリサイクル活動など、「ごみ」の減量化と再資源化にご協力くださるようお願いいたします。

は本当に「ごみ」ですか？

にできること

★できるだけ修理して使おう



「ごみ」を減らす工夫をしよう

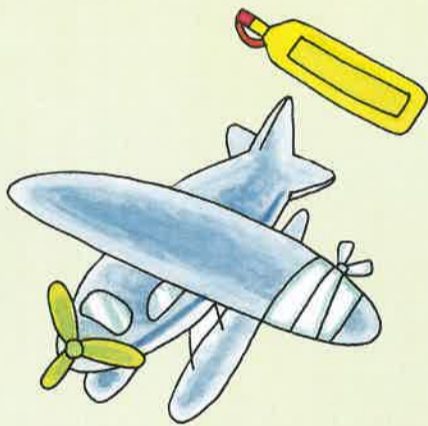
「ごみ」問題は、私たち一人ひとりが真剣に取り組んでいかなければならない問題です。

そこで、どんどん増えていく「ごみ」を減らすために、身近な生活の中でも、みんなで「ごみ」を出さない努力をしていきましょう。

★資源ごみ回収運動に協力しよう



★ものを大切に使う



「ごみ」の実態

みなさんは、アルミ缶一個を作る電気で、家庭の60ワットの電灯を何時間つけられると思いますか？

なんと、約8時間もつけられるのです。一部屋の照明器具の一日分の電気を、たった一個のアルミ缶を作るのに使ってしまうのです。

しかし、このアルミ缶も「ごみ」となって一日に数えきれないほど捨てられています。

アルミ缶ばかりではありません。県内では、一年間に約440万トンの廃棄物（農業を除く）が排出されています。これらの廃棄物は、焼却したり細かく砕いたりして、量を減らして埋め立てなどの処理をしています。しかし、「ごみ」の量は私たちの暮らしが豊かになると比例して、増加の一途をたどっているのです。

一年間で出される廃棄物の量

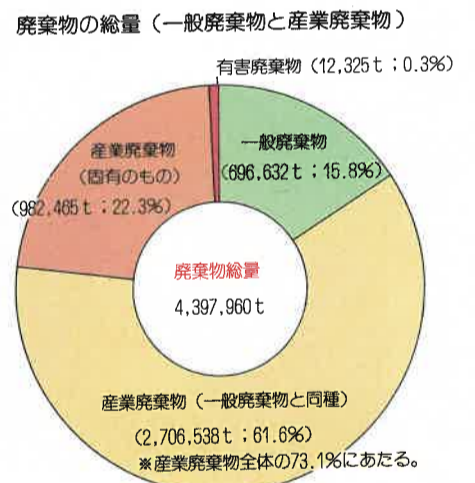
★家庭などから出るごみを一般廃棄物といいます。

年間のごみの量は69万トンを超え、私達は一人一日当たり約1kgのごみを出しています。

また、ごみ処理にかかる費用は、なんと一年間で一人当たり8,631円にもなっており、それらは税金でまかなわれています。

★工場や事業所から発生するごみを産業廃棄物といいます。

産業廃棄物の73.1%が紙くず、ガラスのくず、廃プラスチック類、コンクリート廃材等で、家庭や身近なところから発生する一般廃棄物と同じものです。産業廃棄物の固有のものの中でも、有害物質を含むものは、わずか0.3%であり、それらは、適正に処分されています。



「ごみ」も生き返る！

私たちは、まだまだ使えるものや工夫すれば使えるものを「ごみ」として捨てている場合がたくさんあります。そこで、地域の人々が主体となって、捨てられた「ごみ」を回収し、もう一度資源として再生するリサイクル（再資源化）活動を積極的に行っているところがあります。

その中のいくつかをご紹介します。



■不用品バザー

地域の婦人会で、家庭の中で眠っている不用品や使わなくなった家具や衣類などを、欲しい人に安く譲っています。

■ごみの資源分別回収

多くの自治体では、ごみを収集する時に、種類ごとに分別して収集しています。これによって、もう一度資源として利用できる「資源ごみ」が生まれるのです。



■廃油を利用したせっけんづくり

家庭で使い終わった油（廃油）を利用して、せっけんをつくることができます。

用意するもの（できあがり量5～6ℓ）

- ・食用廃油……………1ℓ
- ・カセイソーダ……………150g
- ・熱湯……………1ℓ
- ・残飯…100g（おにぎり1ヶ分）
- ・6～10ℓ入る容器
- ・かきませ棒（1メートルくらい）



宇都宮市西原婦人会のみなさん▶

このように、一度「ごみ」として捨てられたものも、リサイクル活動を行うことによって『資源』として私たちの生活の中に役立つことができます。

みなさんも、ちょっとした工夫を心掛けてみましょう。

とちぎ再発見

〈日本一シリーズ〉

■ビール麦 (二条大麦)

我が国では、「二条大麦」をもっぱらビール醸造に利用することから、一般的に「ビール麦」と呼んでいます。ビール醸造の原料としては、発芽力の強いこと、麦芽エキス含量の高いこと、さらにデンプン含量が高く粗タンパク含量の低いことなどが大切な条件で、この難しい条件を満たしているのが、二条大麦です。

ビール麦の栽培は、明治初年北海道において、中期には東海・関西において、末期には関東地方において、それぞれ始められました。栃木県においては、明治39年に契約栽培が始まっています。そして、その後急速に増加し、大正6年には、既にビール麦契約数量で全国第1位となりました。

現在、栃木県の二条大麦(ビール麦)は、作付面積(17,300ha・全国の23.4%)、生産量(60,000t・全国の23.6%)ともに全国1位で、本県農業の基幹作物の一つなのです。

ところで、ビールやウィスキー会社で利用されている国内産麦の割合は13.4%と少ないのは、チョッピリ残念なところですが、本県産のビール麦は44,747tがビール会社に出荷され、これは全国の約30%でしかも4つのビール会社すべてに出荷されています。したがって、あなたが今晚飲まれるビールにも栃木のビール麦が利用されているのです。考えるだけでちょっといい気分ではありませんか!

今後とも、ビール麦を中心とした麦作は、本県農業の重要な作物であり、県では、生産性の高い良質麦産地の育成を目指しています。



栃木県農務部農蚕課
☎0286-23-2339

▲ビール麦(二条大麦)

受け継がれる伝統の技

—とちぎの伝統工芸品—



栃木県には、恵まれた風土と県民の生活の中で生まれ、受け継がれてきた工芸品が数多くあります。これらは、人々の生活に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、地域経済の発展に大きな役割を果たしています。

これらの工芸品に対して関心を高め、生活文化について認識を新たにし、将来に向けて貴重な文化遺産を継承するために、県では、数ある工芸品のうち、50品目70件を「栃木県伝統工芸品」として指定しています。

指定にあたっては、①日常生活に使われ、②手工業的な生産工程で、③伝統的な技法と原材料が用いられていること、そして④江戸時代以前に発祥しているか、または本県が発祥地でない場合は、同地域で50年以上続けていること という要件があります。

栃木県伝統工芸品を大きく分けると、陶磁器が2品目7件、木工品・竹工品が17品目27件、金工品が3品目3件、祭礼用品が4品目5件、織物が4品目4件、染色品が4品目4件、諸工芸品が15品目19件、伝統工芸用具が1品目1件となっています。そのうち、国においても指定されている伝統的工芸品として、「結城紬」(昭和52年3月30日指定)と「益子焼」(昭和54年8月3日指定)の2つがあります。

下の地図が現在指定されている「栃木県伝統工芸品」です。

栃木県伝統工芸品分布図



栃木県商工労働観光部工業課
☎0286-23-3199

ちよっと待って!

それ

わたしたち

★野菜・くだものなど、腐るものはできるだけ埋めたり、コンポスト容器を使ってたい肥をつくろう



★ビン類は酒屋などに引き取ってもらう



★燃えるものは、できるだけ燃やそう



★余分な包装は断ろう



「ごみ」は消えて無くならない!

「ごみ」は、再資源化したり焼却しても、全くなくなるわけではありません。処理した後に残った灰などの「廃棄物」を適正に処理しなければなりません。

これらの残った廃棄物を埋め立てるために必要な施設を「最終処分場」といいますが、現在、県内の処分場は不足しており、一部は県外をお願いしているのが現状です。

処分場の建設には、住民の理解と協力が不可欠です。埋め立てが終了した処分場は、昨年、大阪で開催された花博会場のよう、市民のいこいの場である公園や運動施設に利用されている例がたくさんあります。



▲宇都宮市長岡処分場の跡地利用

情報スクランブル

県庁のあて先
〒320 宇都宮市埴田1-1-20

催し

「やすらぎの栃木路」91 マロニエフェスティバル開催中!

- ▶期間 5月26日(日)まで
- ▶会場 新宿NSビル1階大時計広場
- ▶内容 多彩なイベントを開催し、栃木県の自然や文化、産業などをみなさんに紹介しています。
- ▶問合せ 県観光課 (☎0286-23-3209)

県立博物館の催し

- ▶ミニ企画展「尊氏と足利氏」
〔期間〕 6月18日(日)まで
〔時間〕 午前9時30分～午後5時
(入館は午後4時30分まで)
〔期間中の休館日〕 毎週月曜日
〔会場〕 部門別展示室 歴史のコーナー
〔内容〕 南北朝の内乱を経て室町幕府の初代将軍となった尊氏と足利氏について、県内の関係資料により紹介します。
〔観覧料〕 一般200円、大・高生100円、中・小生50円(20名以上の団体割引もあります。)
- * 6月15日(土)の県民の日は、観覧料が無料になります。
- ◆なお、次のとおり講演会も行います。
〔日時〕 6月2日(日)午後2時～4時
〔演題〕 尊氏と足利氏
〔講師〕 博物館主任研究員 千田 孝明氏
〔会場〕 博物館講堂
〔定員〕 200名
〔参加料〕 無料
〔申込み〕 電話で同館人文課へ
- ▶体験学習
〔時間〕 午前10時30分～11時15分
〔参加料〕 無料
- ◆十二単とよろいを着よう
〔日時〕 6月15日(土)
〔会場〕 博物館講堂
〔対象〕 小・中学生～一般(着用は小・中学生のみ)
〔申込み〕 当日直接会場へ
- ◆石うすとおおこしにチャレンジ
〔日時〕 6月16日(日)
〔会場〕 博物館学習室
〔対象〕 小・中学生(先着30名)
〔申込み〕 当日受け付けてください。

- ◆七夕かざりを作ろう
〔日時〕 7月7日(日)
〔会場〕 博物館学習室
〔対象〕 小・中学生(先着30名)
〔申込み〕 当日受け付けてください。
- ▶博物館は、定期消毒のため6月19日(水)から27日(木)まで、臨時休館します。
- ▶問合せ 同館 (☎0286-34-1311)

県立美術館の催し

- 企画展
「大正の新しき波・日本画1910-20年代」
▶期間 6月14日(金)～7月7日(日)
▶時間 午前9時30分～午後5時
(入館は午後4時30分まで)
- ▶内容 東の横山大観、西の竹内栖鳳を皮切りに、西洋画法の影響を受けて大胆な革新と前衛的な変貌を遂げた大正期の日本画を東西画壇の80画家100余点で展覧します。
- ▶観覧料 一般610円、大・高生410円、中・小生200円(20名以上の団体割引もあります。)
- * 6月15日(土)の県民の日は、観覧料が無料になります。
- ▶問合せ 同館 (☎0286-21-3566)

募集

婦人のための工業用ミシン講習会

- ▶期日
〔初級コース〕 6月10日(月)～7月8日(月)
〔中級コース〕 7月9日(火)～8月28日(水)
〔上級コース〕 8月29日(木)～10月2日(土)
各コースとも21日間
週5日(土日祭日及び7/26～8/18を除く)
- ▶時間 午前9時30分～午後3時
- ▶場所 県中央婦人就業援助センター
(宇都宮市若草2-2-39)
- ▶内容 未経験者に工業用ミシンの操作から基礎縫い、縫製品製作に至るまで指導します。
※初めての方は、初級コースへ。
※工業用ミシンの経験のある方は、中級コース・上級コースへ
- ▶定員 初級、中級、上級とも各15名
- ▶受講料 無料
- ▶申込み 5月29日(水)午前10時から10時30分まで、同センター窓口で行います。
- ▶問合せ 同センター(☎0286-22-1610・1615)

試験

平成3年度栃木県職員採用試験

▶次のとおり平成3年度栃木県職員採用試験を行います。

試験日程

試験の名称	受付期間	試験日		最終合格発表	受験資格 (年齢制限等)	案内・申込書 配付開始日
		第1次(試験場)	第2次			
I 種 試験 (大学卒業程度)	6月3日(日) 6月17日(日)	7月14日(日) (作新学院)	8月上旬 ～下旬	9月上旬	昭和37年4月2日生 昭和45年4月1日生	5月17日(金)
II 種 試験 (大学卒業程度)	7月8日(日) 7月22日(日)	8月25日(日) (作新学院)	9月下旬 10月上旬	10月中旬	①昭和39年4月2日生～ 昭和45年4月1日生 ②昭和45年4月2日生以降 生まれで (ア)短大又は高専卒及び卒業見込の者 (イ)人事委員会が(ウ)と同等の資格があると認める者	6月21日(金)
III 種 試験 (高校卒業程度)	9月2日(日) 9月17日(日)	10月6日(日) (作新学院)	11月上旬 ～中旬	11月下旬	昭和45年4月2日生 昭和49年4月1日生	7月19日(金)
警察官A試験	6月3日(日) 7月1日(日)	7月28日(日) (警察学校)	8月中旬 9月上旬	9月中旬	昭和39年4月2日以降生まれで、大学又は大学院を(ア)卒業若しくは修了した者 (イ)平成4年3月31日までに卒業若しくは修了見込の者	5月17日(金)
警察官B試験	7月29日(日) 9月2日(日)	9月16日(日) (警察学校 小山高 那須拓陽高)	10月中旬 11月上旬	11月下旬	昭和39年4月2日生～ 昭和49年4月1日生で警察官Aの受験資格に該当しない者	7月5日(金)
交通巡視員	9月2日(日) 9月17日(日)	10月6日(日) (作新学院)	11月上旬 ～中旬	11月下旬	昭和41年4月2日生 昭和49年4月1日生	7月19日(金)
資格・免許職試験	9月2日(日) 9月17日(日)	10月6日(日) (作新学院)	11月上旬 ～中旬	11月下旬	職種によって異なりますので、受験案内をご覧ください。	7月19日(金)
選考考査 (身体障害者を対象)	10月7日(日) 10月21日(日)	11月11日(日) (自治研修所)	12月上旬	12月上旬	昭和39年4月2日生 昭和49年4月1日生	9月20日(金)

県政世論調査にご協力を!

- ▶対象 20歳以上の方1,200名
- ▶期間 6月6日(日)～25日(水)
- ▶調査員が伺いましたらご協力ください。秘密は厳守します。
- ▶問合せ 県広報課 (☎0286-23-2192)

地域のふれあいを求めて



「県民の日」マスコット「リリちゃん」

6月15日は「県民の日」です。

- ▶6回目を迎えた今年は、大田原市を中心に記念行事『ときめいて大田原'91』を開催します。
- ▶詳しいお問合せ先 県民の日実行委員会事務局 (☎0286-23-2157)

ちよんといいですが

エステティックのトラブルにご注意!

美しい外国人が大写真されたそばに「素肌美人・そう身(やせる)で美しく」といった文字が書かれたエステティックサロンのチラシ広告を見たOLのA子さんは、このサロンに行ってみることにしました。「キャンペーン期間中だから半額になる」と言われ、その場で美顔コース(60回、22万円)の契約をし、クレジットを利用して支払うことにしました。入会金2万円は、現金で払いました。その時、会員規約を渡されましたが、読みませんでした。

3回施術に通ったところで、美顔術のため鼻が赤くなり、痛みもあり、すこし不安にな

りました。美顔に必要なクリームまで買っていたからです。解約したい気分になりましたが、「営業所に行って契約すると訪問販売にあらず、クーリング・オフが適用にならない」と知っていましたので、A子さんは憂鬱になってしまいました。

サロンに行き始めて9日目です。解約できないでしょうか?

—事業者が一定の商品やサービスを継続的に供給することを約束するものを「継続的契約」と言います。この場合、期間の定めのないものについては、当事者の一方がいつでも将来に向かって契約を解除することができま



すが、術を受けた部分については、払わなければならないかもしれません。A子さんは期間の定めがない契約ですから、これまでの施術分の料金を払って解約することができました。

消費生活に関する苦情・問合せは、県消費生活センターまでご相談ください。
(☎0286-34-3181)

県政テレビ番組 ウィークリー栃木

毎週木曜日 A M8:30～8:45 テレビ東京12チャンネル

県内各地のホットな話題を
私たちがレポートします。
ヨロシクネ～!!



相馬宏美



高松しげお



小林香織

番組に対するご意見・ご希望・身近な情報等をハガキでお寄せください。

県政ラジオ番組 (栃木放送)

- 県民の窓
毎週日曜日～金曜日
午後0時15分～0時30分
- 県庁ダイアリー
毎週月曜日～土曜日
午前8時42分～8時47分
- 県政アラカルト
「知事さんこんにちは」
毎月第3日曜日
午前9時15分～9時45分



文字放送

- NHK総合テレビの電波に多重し、県からのお知らせ、生活情報を常時放映しています。
- 毎日午前6時～午後12時
1チャンネル(550#)
- 文字放送を見るには…
文字放送受信機能を組み込んだ文字放送内蔵型テレビか、文字放送専用アダプターが必要です。くわしくは、お近くの電気屋さんでおたずねください。



あなたの声を県政に

- 県政についてのご意見・ご要望・苦情をお受けしています。また、日常生活でお困りのことなど、お気軽にご相談ください。
- 県が発行する報告書やパンフレットを展示、ご希望の方にはおわけています。是非、ご利用ください。
- 中央県民センター ☎0286-23-3765
- 県南県民センター ☎0282-24-5665
- 県北県民センター ☎0287-23-1555
- 上野原県民相談室 ☎0289-64-9419
- 安蘇県民相談室 ☎0283-24-2603
- 塩谷県民相談室 ☎0287-43-2142
- 芳賀県民相談室 ☎0285-82-5888
- 足利県民相談室 ☎0284-42-9700
- 南那須県民相談室 ☎0287-83-1555